

(別添2)

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第2 周波数割当表

[1～7 略]

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表略]

[第1表同左]

第2表 27.5MHz - 10000MHz

第2表 27.5MHz - 10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
348, 55- 348, 8125	移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表7-2による。 使用は、令和6年11月30日 までに限る。
[略]	[略]	[略]	[略]
465-465, 175	移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表7-1による。 使用は、令和6年11月30日 までに限る。
[略]	[略]	[略]	[略]
468, 54375- 468, 875 J87	移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表7-1による。 使用は、令和6年11月30日 までに限る。
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	気象衛星 (宇宙 から地球) J86	公共業務用 一般業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
348, 55- 348, 8125	移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表7-2による。 使用は、令和4年11月30日 までに限る。
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
465-465, 175	移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表7-1による。 使用は、令和4年11月30日 までに限る。
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
468, 54375- 468, 875 J87	移動	簡易無線通信業務 用	割当ては、別表7-1による。 使用は、令和4年11月30日 までに限る。
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	気象衛星 (宇宙 から地球) J86	公共業務用 一般業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表略]

[第3表同左]

[国内周波数分配の脚注 略]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[国際周波数分配の脚注 略]

[国際周波数分配の脚注 同左]

備考 表中「」の記載は対応しない。